



(別紙)

諮問番号 平成30年度(処分)諮問第2号

答申番号 平成30年度(処分)答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年3月1日に行った、利用調整結果を「利用不可」とする平成30年2月2日付け保育の利用調整に係る処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却すべきであるとの審査庁の意見は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分は不当であり、第1希望園への利用認定の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人が利用を希望する保育園が所在する千里山・佐井寺地域には空枠が複数ある保育園があることから、処分庁が適切な調整を行えば利用認定が可能であった。

イ 保育の利用調整に係る手順が明示されておらず、本件処分が適切な調整に基づき行われたか不明である。「吹田市保育所等利用調整基準表」(事件記録番号2の別紙1の別表)には、入所指数が同点の場合等の優先順位の決定基準の記載はあるが、それ以外の詳細なフローが開示されていないため、恣意的な調整が行われた可能性がある。

ウ 審査請求人の妻は、保育所等の利用申込みの前に行われた処分庁職員との面談において、当該職員から非常勤で申し込むよう強く指導され、また、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できているとの発言もあったことから、非常勤での復職を決め、平成29年10月26日付けにて、その次男(平成30年度は1歳児)に係る「平成30年度(2018年度)保育所等の利用に係る支給認定申請書 兼 保育の利用申込書」(事件記録番号4の別紙1。以下「本件利用申込書」という。)を処分庁に提出し、保育の利用申込み(以下「本件利用申込み」という。)を行ったが、利用調整結果を「利用不

可」とする本件処分がなされた。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 審査請求人の主張する理由の内容が明らかではないが、審査請求人の主張が、審査請求人の第1希望の保育所等には空きがないものの、審査請求人が利用を希望する保育園が所在する千里山・佐井寺地域に所在する他の複数の保育所等に空きがあることを理由として、処分庁において適切な利用調整が行われていなかったという趣旨のものであれば、そのような状況は、各施設の定員と各施設の利用を希望する児童の数が異なれば起こり得ることから、そのような状況にあることのみをもって不適切な利用調整が行われたということにはならない。

イ 利用調整に係る手順については、吹田市保育所等利用調整基準（事件記録番号2の別紙1）第2条第2号において、利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとすることが定められ、また、同条第5号において、利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとすることが定められており、吹田市（以下「本市」という。）においては当該利用調整基準を開示している。

本市における利用調整は、当該利用調整基準で定められた手順に従って行われており、審査請求人が主張するように、当該手順以外のフローは存在しないことから、処分庁において恣意的な利用調整が行われる可能性はない。

ウ 審査請求人の妻を担当した処分庁の職員は、例えば、常勤雇用を理由として保育の利用申込みをした保護者が、実際は非常勤雇用であった場合など、申込内容とは異なる事情が後日判明した場合には、内定の取消しや退園となる場合があることから、審査請求人の妻に対して、かかる説明を行ったものであり、これについては、「平成30年度（2018年度）保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業利用申込案内」（事件記録番号2の別紙2の15頁下段）においても明記されている。保育の利用申込みをした保護者（以下「利用申込者」という。）が実際にどのような雇用形態であるのかは、各人によってその事情が異なることから、処分庁の職員は、利用申込者からその内容を聞き取った上で、利用申込者に対して手続等に関する説明を行っており、審査請求人の妻に対しても、同様に、雇用形態と申請事由をパターン別で説明し、選択肢を提示した上で、どの雇用形態で申し込むのかについて、その意向

を確認している。利用申込者からの聞取りの際、処分庁の職員が特定の条件で申し込むよう指導することはないし、利用調整を行っていない段階で、第1希望の保育所等に問題なく入れるというような趣旨の発言をすることもない。審査請求人の妻を担当した処分庁の職員から事情聴取したが、審査請求人が主張する旨の発言をした事実は確認できなかった。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書では本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきものとされているが、その理由は次のとおりである。

1 利用調整が適切に行われていること

本市は、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整について、吹田市保育所等利用調整基準を定め、同基準に基づいて、保育所等の利用調整を実施している。

審査請求人に係る利用調整についても、審査請求人が提出した本件利用申込書等（事件記録番号4の別紙1及び2）を基に、同基準に従い、利用調整に係る指数を算定し、審査請求人が利用を希望した保育所等ごとに、定員が埋まるまで、指数の高い者から順番に利用決定を行ったものであり、その過程に不適切な点は、認められない。

仮に、審査請求人が主張するように、希望する保育所等の定員に空きがなく、他の保育所等の定員に空きがあったとしても、そのような状況があることのみをもって不当であるとはいえず、審査請求人の主張を認めることはできない。

2 恣意的な利用調整がなかったこと

審査請求人は、知人から聞き及んだという事実（平成29年度に、第1希望としていた園に入所できなかった利用申込者が自分より指数の低い者がその園に入園していた事実を知り、本市に抗議したところ、第1希望の園に転園することができたというもの）を根拠に、本市は抗議を受ければ通常の利用調整手続とは異なる手続を特例として行うかのように主張しているが、処分庁に確認したところによれば、その事実の真相は、下記①ないし⑥のとおりである可能性が高く、恣意的な利用調整が行われた可能性があるという審査請求人の主張を認めることはできない。

記

- ① 一斉受付選考分で、第1希望園に内定とならず、第2希望園に内定となる。
- ② 一斉受付選考後の一般受付選考で、園の意向で第1希望園の入所定員が増員される。
- ③ この一般受付選考は、その時点で利用不可となっている者を対象としており、内定を受けている者はそれを辞退する必要があるが、この者は第2希望園の内定

を辞退しなかったため、定員増員後の第1希望園の選考対象とはならず、結果として、この者より指数の低い他の者が第1希望園に内定となる。

- ④ その事実を知り、本市に抗議を行う。
- ⑤ 本市が抗議に応じなかったことから、第2希望園に通園することとなるが、同時に第1希望園への転園希望を提出する。
- ⑥ 平成29年度の途中で第1希望園の定員に空きが生じたため、利用調整を行ったところ、この者の指数が最も高かったため、第1希望園に転園となった。

以上

3 面談時の対応に問題がなかったこと

本件利用申込みに係る面談時の状況については、下記①及び②のとおりであり、処分庁職員に不適切な対応があったとは認められず、審査請求人の主張を認めることはできない。

記

- ① 平成29年10月26日、審査請求人の妻が本件利用申込みをした際、平成30年4月1日以後自分の雇用形態が非常勤勤務に変わる可能性があることを述べたため、担当した処分庁の職員が、当初の申請内容と利用開始後の就労状況が変わった場合、内定の取消しや退園となる場合があることを説明した。
- ② その上で、審査請求人の妻に対し、このまま正規勤務で選考するか、非常勤勤務で選考するかを確認したところ、非常勤勤務で選考することを選択したため、再度勤務証明を求め、利用調整を行った（事件記録番号4及び同記録の別紙2）。

以上

第4 調査審議の経過

平成30年10月22日 審査庁からの諮問受理
平成30年11月19日 第1回審議
平成30年12月20日 第2回審議

第5 審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、①審査請求人が利用を希望する保育園が所在する千里山・佐井寺地域には空枠が複数ある保育園があることから、処分庁が適切な調整を行えば利用認定が可能であったにもかかわらず、審査請求人に対して、利用調整結果を「利用不可」とする本件処分がなされたものであり、処分庁において適切な調整がなされず、恣意的な運用がなされた可能性があること、②審査請求人の妻は、本件利用申込みの前に行われた処分庁職員との面談において、当該職員から非常勤で申し込むよう強く指導され、また、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用

できているとの発言もあったことから、非常勤での復職を決め、本件利用申込みを行ったにもかかわらず、利用調整結果を「利用不可」とする本件処分がなされたものであり、本件処分には手続的に違法または不当な点があることを理由に、本件処分を取り消したうえで、第1希望園への利用認定の裁決を求めている。

よって、本件の争点は、処分庁が行った本件利用申込みに係る利用調整、すなわち本件処分の内容や手続において違法または不当な点があったか否かである。

以下、その点について検討する。

2 処分庁による利用調整は適切に行われており、本件処分の内容や手続に違法または不当な点はないこと

(1) 本市においては、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整について、「吹田市保育所等利用調整基準」（事件記録番号2の別紙1）を定め、同基準に基づいて、保育所等の利用調整を実施しているところ、同利用調整基準においては、利用申込者が提出した利用申込書や利用申込者からの事情聴取を基に、同基準に従い、利用調整に係る指数を算定し、利用申込者が利用を希望した保育所等ごとに、定員が埋まるまで、指数の高い者から順番に利用決定が行われているが、このような利用調整の方法は合理的であり、利用調整の結果、その他の保育所等に空枠が生じる可能性がある方法であったとしても、そのことをもって直ちに当該利用調整の方法に違法または不当な点があるとはいえない。

この点、審査請求人に係る利用調整についても、審査請求人が提出した本件利用申込書等（事件記録番号4の別紙1及び2）を基に、同基準に従い、利用調整に係る指数を算定し、審査請求人が利用を希望した保育所等ごとに、定員が埋まるまで、指数の高い者から順番に利用決定が行われた結果、本件利用申込みについては結果的に利用不可となったにすぎず、その判断過程において不適切な点は認められない。

(2) また、審査請求人は、同人の妻は、本件利用申込みの前に行われた処分庁職員との面談において、当該職員から非常勤で申し込むよう強く指導され、また、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できているとの発言もあったことから、非常勤での復職を決め、本件利用申込みを行った旨主張している。

しかしながら、利用申込みの内容として正確な事情が申告されなければならないことは言うまでもないところ、利用申込みの内容とは異なる事情が後日判明した場合には内定の取消しや退園となる場合が存することから、審査請求人の妻を担当した処分庁の職員は、審査請求人の妻に対して、同人の状況に合致するように申告するよう指導し、これを受けて、審査請求人の妻は、本件利用申込みにかかる申告の内容を自ら判断したという経緯にあるのであって、審査請求人を担当した処分庁の職員の説明内容に不適切な点はなく、本件処分の手続に違法または

不当な点は認められない。

なお、審査請求人を担当した処分庁の職員が、審査請求人の妻に対して、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できていると発言したか否かについては、その存在を裏付ける的確な証拠がないため判然としないが、仮に、審査請求人が主張するようにそのような趣旨の発言があったとしても、それは例年の傾向を述べたものにすぎず、かかる発言は審査請求人の妻に対して第1希望の施設に入所できることを確約するものではなく、上記結論を左右しない。

3 結論

以上の次第であり、本件処分の内容や手続に違法または不当な点は認められず、審査請求人による本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

吹田市行政不服審査会

会長 芝池 義一

委員 福岡 宏海

委員 榊原 和穂